

HRE032-01

会場:203

時間:5月22日 16:30-16:45

## 東アフリカにおける水と森林の利用・管理をめぐる諸問題 Issues on the use and management of water and forest resources in East Africa

上田 元<sup>1\*</sup>

Gen Ueda<sup>1\*</sup>

<sup>1</sup> 東北大学・大学院環境科学研究科

<sup>1</sup> Environmental Studies, Tohoku University

東アフリカ農村では、自然資源の希少化と、それにもなう人々の資源へのアクセス差、社会経済的格差が深刻な問題となりつつある。本発表では、灌漑水と森林資源の利用、そしてこれらの管理の事例を報告し、自然資源の利用・管理をめぐる検討すべき一般的論点のいくつかを整理する。

最初の2つはケニア中央部とタンザニア北東部における灌漑水の利用・管理に関する事例であり、(1) グローバル化のインパクト、(2) 資源利用者の社会経済的階層化、(3) コモンプール資源利用者による協治の自己組織化、に関連する。ケニア中央部・半乾燥地の農民にとって園芸蔬菜生産は重要な生計要素であり、そこには高頻度・周年灌漑による商業的生産が普及している。ヨーロッパ市場向けの各種蔬菜の契約栽培は相当規模に達しているが、それは調査対象地域では既存の番水制にうまく適合できず、それを崩壊させた。不平等な灌漑水配分は社会経済的階層化を助長し、他方で新たな灌漑制度についての合意は形成されず、水利用は個別化して過剰利用の恐れが高まっている。タンザニア北東部農村部でも、経済自由化策が輸出鉱業部門を刺激し、鉱山関係者の食糧需要を急増させた。調査対象地域の小農は、彼らに対して食糧を供給し始め、それは自給を大きく超える生産水準に達している。しかし、ケニアの事例とは対照的に、水利用者の間には土地と労働力の一時的再配分がみられ、それが土地・水の不平等な配分状態を少なくとも部分的に緩和しており、灌漑システム全体も共同管理され続けている。

次の2つの事例は同じ2つの調査対象地域における森林資源利用に関するものである。ここ数年、両国とも資源劣化を緩和するために参加型森林管理(PFM)の制度化を試みてきた。これをより広く位置づければ、論点(1)、(2)、(3)に加え、(4) 資源利用に関する在来知の完全承認か、資源利用者の単純排除か、という二分法的処方箋の問題に、そして(5) 既存の資源利用のレジティマシー(正当性)、および導入された森林管理制度のレジティマシーの問題に、関連しているといえる。まず、ケニア中央部の対象地域においては、地元民が資源の長期的持続可能性を犠牲にして短期的便益を最大化した結果、森林保護区を破壊してきた。この事例については、共有資源管理のための在来諸制度が「生態的に高貴」、すなわち持続的であるという楽観的な想定は、明らかに支持できない。そして、資源利用規制の地元制度もなく、森林法の定める「コミュニティ森林組合」組織化が進まない状況において、当局は森林保護区の与える資源の経済的価値が劣化によって低下したために地元民がPFMに積極的に関与する経済的インセンティブが失われていると論じ、言外に彼らの資源利用権をも否定しかねない状況となっている。他方、タンザニアの事例においては、制度改革がなされてきた結果、地元利用者と当局の間に共同森林管理が、また村政府の環境・森林評議会によってコミュニティ準拠の森林管理制度が導入された。新制度はいくつかの問題に直面しており、また地元民の森林・木質資源利用は社会経済的地位に応じて異なるものの、政府の森林プランテーション由来の資源に依存せざるを得ない土地貧困世帯の必要は、新たな制度的状況のなかでも斟酌されている。そして、これはPFM制度の地元の文脈への「馴化」とそれへのレジティマシーの付与によって実現しており、これはやはりケニアの事例とは対照的である。

人々の自然資源に対する権利、そしてそれらの資源へのより平等なアクセス権を尊重しながら、自然資源の持続可能な利用・管理を実現するためには、以上のような5つの点について差をもたらず要因を、さらには詳細な事例研究とより広い見通しをもった議論の間のスケール・ギャップの問題を、検討していく必要がある。

キーワード: 水資源, 森林資源, 協働管理, 東アフリカ

Keywords: water resources, forest resources, co-management, East Africa